

# 宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

|      |         |       |                  |
|------|---------|-------|------------------|
| チーム名 | 第 1 チーム | 担当課名  | 建築指導課            |
| 事業番号 | 1-8     | 事務事業名 | 福祉のまちづくり施設整備補助事業 |

|      |        |
|------|--------|
| 判定結果 | 見直しが必要 |
|------|--------|

【結果内訳】

| 判定   |            | 判定理由                   |   |
|------|------------|------------------------|---|
| 選択人数 | 区分         | 選択人数                   | 項目（複数選択可）   |
| 2    | 不要<br>(廃止) |                        | ① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。  |
|      |            | 1                      | ② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。                                |
|      |            | 1                      | ③ 市民ニーズ(需要)や時代の変化などにより、事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。           |
|      |            | 1                      | ④ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。                                 |
|      |            |                        | ⑤ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。                     |
|      |            |                        | ⑥ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。 |
|      |            | 1                      | ⑦ その他   |
| 4    | 見直しが<br>必要 | 2                      | ① 事業規模(サービスの受給対象者・水準等)を縮小できる可能性がある。                       |
|      |            | 3                      | ② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。                                 |
|      |            | 3                      | ③ 他の事業との統合を検討すべきである。                                      |
|      |            | 2                      | ④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。                                  |
|      |            |                        | ⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。                       |
|      |            |                        | ⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。                               |
|      |            | 1                      | ⑦ その他   |
| 0    | 現行どおり      | 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。 |   |
| 0    | 拡充が必要      |                        | ① 事業の対象者の範囲を拡大し、又は数を増加させる必要がある。                           |
|      |            |                        | ② サービスの内容等をさらに充実させる必要がある。                                 |
|      |            |                        | ③ その他   |

【判定人からのコメント】

| ○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント  | ○その他の判定人の主なコメント  |
|---|--|
| <p>① バリアフリー化の必要性は認めるが、公共性のあるものを優先し、業種の選別などの見直しをして欲しい。</p> <p>② 公私の施設の区別をつけるなど、改善の余地があるのではないか。条例の内容を抜本改正すべき。不要に近い見直し。</p> <p>③ 対象の公共性、年間所得等を加味した基準を設け、優先度を決定すべき。</p> <p>④ バリアフリーは必要であるが、事業開始から10年を経過しており方向転換の時期であると考えます。</p> | <p>⑤ 私企業は自己責任で行うべきである。仮に事業を継続するとしても公共性の高い建物に限定すべきである。</p> <p>⑥ 時代の流れで一律補助金支給が必要な時期は終わったように感じる。</p> |